

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

重要事項のご説明


※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、golfer 保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約（特別約款）**を含みます。以下同様とします。）によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（約款）」等でご確認ください。必要に応じて当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）のWeb約款をご覧ください。取扱代理店または当社までご請求ください。

 このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり（約款）」の第1部に記載されています。

※「ご契約のしおり（約款）」は、ご契約後、保険証券^(注)とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(注) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。

※「ご契約のしおり（約款）」について、所定の条件を満たす場合、書面ではなくWebで閲覧する方法（Web約款）をご選択いただくことも可能です。この場合、書面の「ご契約のしおり（約款）」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

※Web約款を新たにご選択いただくと、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

- ▶ **保険契約者と被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。
- ▶ ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

「ご契約のしおり（約款）」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 保険期間、始期日、解約日、満期日、免責金額、ゴルフ場、達成証明資料、当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書、修理費

| | | |
|------------|------------|--|
| 約款 | 普通保険約款 | 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。 |
| | 特別約款・特約 | オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。 |
| 補償の対象者等 | 保険契約者 | 当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 |
| | 被保険者 | 保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。 |
| | 記名被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 保険金 | 保険金 | 普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。 |
| 支払限度額・保険金額 | 支払限度額・保険金額 | 保険契約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。 |
| 保険料 | 保険料 | 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。 |
| その他 | 危険 | 損害または傷害の発生の可能性をいいます。 |
| | 親族 | 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。 |
| | 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |

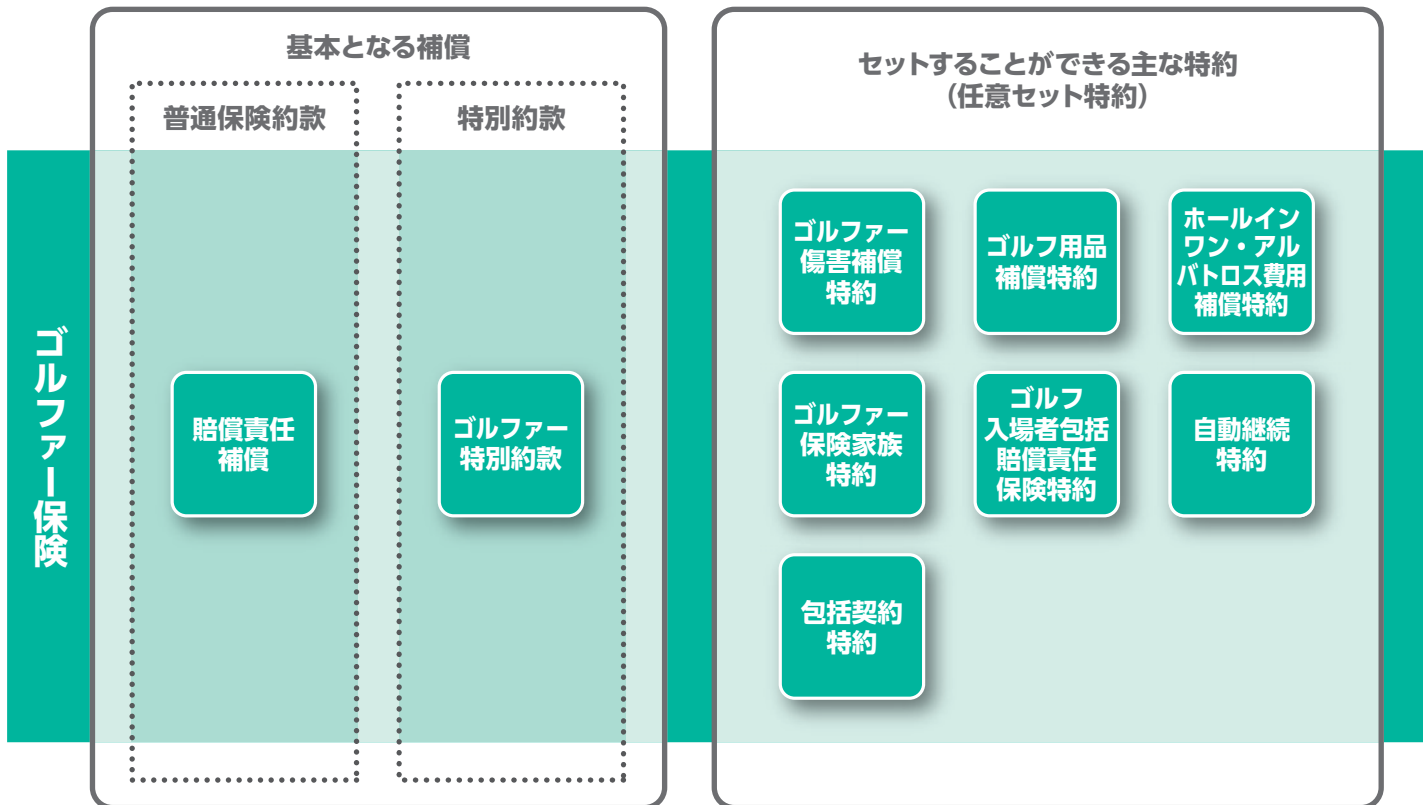
1

契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

この「重要事項のご説明」では、ゴルファー保険について説明しています。
基本となる補償、セットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。



(2) 基本となる補償等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

| | 基本となる補償 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---------|---------|---|---|
| ゴルファー保険 | 賠償責任補償 | 日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ● 戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波など)等に起因する損害賠償責任 ● 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任 |

📖 主な保険金一覧

2

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

② 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)
- b. ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

■ ゴルファー保険(任意セット特約)

| 特約名 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------------------|---|--|
| ゴルファー傷害補償特約 | 日本国内外におけるゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ <p style="text-align: right;">等</p> |
| ゴルフ用品補償特約 | 日本国内外におけるゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合に、 保険金額 を限度に修理費等の損害の額をお支払いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 自然の消耗または性質による変質等によって生じた損害 ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失 <p style="text-align: right;">等</p> |
| ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 | <p>日本国内のゴルフ場において被保険者が達成した次のI.またはII.のホールインワンまたはアルバトロス(以下、「ホールインワン等」といいます。)について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>I. 次のア. およびイ. の両方が目撃^(注)したホールインワン等</p> <p>ア. 同伴競技者</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には次の方をいいます。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレーヤー等</p> </div> <p>※原則としてセルフプレー中に達成したホールインワン等は保険金支払の対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イ. の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> </div> <p>II. 達成証明資料によりその達成を客観的に証明できるホールインワン等</p> <p>なお、対象となるホールインワン等は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ○ 1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は、同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワン等で、 ○ その達成および目撃証明を当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できるものに限りします。 <p>(注)「目撃」とは、以下の場合をいいます。</p> <p>ア. ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。</p> <p>イ. アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本国外で達成したホールインワン等の場合 ● ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワン等の場合 ● ゴルフ場の使用人^(注)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワン等の場合 <p>(注) 臨時雇いを含みます。</p> <p style="text-align: right;">等</p> |

| 特約名 | 概要 |
|------------------|--|
| ゴルファー保険家族特約 | 家族を被保険者に追加する場合にセットします。 |
| ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約 | 日本国内のゴルフ場またはゴルフ練習場を保険契約者とし、そのゴルフ場またはゴルフ練習場敷地内でプレーするプレーヤーを被保険者として、包括してご契約いただく場合にセットします。 |
| 自動継続特約 | 保険申込書に記載された継続年令まで、毎年、前年契約と同内容で自動的に継続されます(予定継続期間は70才までの任意の年令をご指定いただけます。特に継続年令の指定がない場合は満70才までとなります。)。継続内容の変更や継続の中止を希望する場合は、満期日の属する月の前月10日までに取扱代理店または当社までご連絡ください。 |
| 包括契約特約 | 当社と保険契約者との間であらかじめ被保険者の対象範囲、 支払限度額・保険金額 および通知・精算方法等を約定し、対象となる方全員を包括してご契約いただく場合にセットします。 |

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は6ページの**その他ご留意いただきたいこと(1)特約の補償重複**をご確認ください。

③被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲は以下のとおりです。

| 保険の種類 | 被保険者 |
|-------|---------------------|
| ゴルフ保険 | 記名被保険者のみが被保険者となります。 |

④支払限度額・保険金額、免責金額の設定 **契約概要** **注意喚起情報**

お客さまが実際に契約する支払限度額・保険金額、免責金額については、保険申込書の「賠償支払限度額・保険金額」欄(セットの場合はセット名一覧表)および「免責金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

《ご注意ください》

※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(注)ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額を限度としてお支払いします。

(注)当社、他の保険会社を問いません。

※当社がお支払いする保険金は、「最も高い保険金額」から、1回のホールインワン等につき既にお受け取りになられた保険金を差し引いた残額となり、保険金額を限度とします。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：原則1年間(注)
 - 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合はその時刻)
 - 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後4時
- (注)契約内容によって1年未満の短期契約が可能です。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、支払限度額・保険金額、免責金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金によりご契約と同時に全額を払い込むことも可能です)。ただし、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。○:選択できます。×:選択できません。

| 主な払込方法 | 月払 | 一時払 |
|------------------|-----------|-----|
| 口座振替 | ○(注1) | ○ |
| クレジットカード払(売上票方式) | ○(注1)(注2) | ○ |
| 払込票払、請求書払 | × | ○ |

(注1)保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2)契約締結時の初回保険料のみ選択できます。2回目以降の払込方法は口座振替となります。

団体契約および包括契約の取扱いについては取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が口座振替、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日(注)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、月払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2

契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、**危険に関する重要な事項**として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、**※印がついている項目**のことです。この項目が、**事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。**

【告知事項】

- ・同種の危険を補償する**他の保険契約等**に関する情報
- ・ゴルフ場入場者契約におけるゴルフ場予想入場者数
- ・ゴルフ練習場入場者契約におけるゴルフ練習場打席数

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスク クーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

| | |
|---|----------|
| | 101-8011 |
| 東京都千代田区 神田駿河台 3-11-1 三井住友海上 駿河台新館 | |
| 三井住友海上火災保険 株式会社 | |
| お客さまデスク クーリングオフ 係 | |

裏面〔記載事項〕

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者署名
- ④電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥申し込まれた保険の種類
- ⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
- ⑧取扱代理店名・仲立人名

3

契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・ゴルフ場入場者契約における保険料算出の基礎である入場者数に変更となった場合
- ・ゴルフ練習場入場者契約における保険料算出の基礎である打席数に変更となった場合

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または当社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

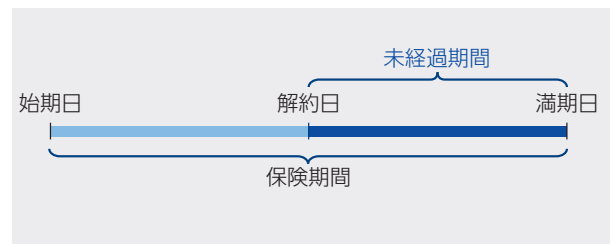
(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
 - 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- ※保険料の精算が必要な場合は、最終ページの**(8) 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料**についてもあわせてご確認ください。



(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に対し傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約を解約しなければなりません。

被保険者による傷害補償特約の解約請求

失効について、最低保険料について

その他ご留意いただきたいこと

(1) 特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(ゴルファー保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください^(注)。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

| | 今回ご契約いただく補償 | 補償の重複が生じる他の保険契約の例 |
|---|------------------------------|---------------------------|
| ① | ゴルファー保険の賠償責任補償 | 自動車保険の日常生活賠償特約 |
| ② | ゴルファー保険のゴルフ用品補償特約 | 傷害保険の携行品特約 |
| ③ | ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約 | 傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約 |

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。補償対象となる場合には保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含みます。）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

| | |
|--------------------------|--|
| ① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例 | 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス |
| ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例 | 自動車購入・車検の斡旋 |

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含みます。）に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等（海外にあるものを含みます。）に提供することがあります。

○ 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含みます。）に提供することがあります。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(5) 親族連絡先制度について

連絡先親族^(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。
(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

なお、この保険契約に「自動継続特約」をセットしている場合で、自動継続特約の申し出期限までに保険契約者から連絡先親族の変更・削除の申し出がないときは、同一の連絡先親族が継続契約にも引き継がれ、上記同様に取り扱います。

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。


(8) 保険料の精算および保険料算出（確定）のための確認資料について

保険料が保険期間中の被保険者数または総入場者数によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を当社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しない場合は最低保険料）と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。

(注) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

(9) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款）」の「保険金の請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類）、代理請求人制度

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277（無料）**

【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189（無料）**

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 【ナビダイヤル（有料）】

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。
<https://www.ms-ins.com>